

意見：長崎県環境影響評価条例の改正(案)への意見

1. 改正の内容

本県の環境影響評価条例(以下、「条例」という。)は、平成12年4月に全面施行され、13年余りが経過しています。

今回、環境アセスメントの手続きをより効率的、効果的に行うため、次のとおり判定制度を導入するなどの見直しを行います。

(意見)

改正には十分な論議が必要であるにも関わらず、本パブリックコメントを読む限りでは、それが行われていないことが分かる。改正が出来るような環境が十分に出来ているとは思えない。

環境アセスメントの手続を効率的・効果的に行うための検討は現行条例の中で、スコーピングの手法などを用いれば十分に可能であり、スコーピングを行うのであれば、現行の30ha以上の開発面積をもっと狭めるべきである。このことが基本的な意見であるが、条例を改正する場合の意見については以下の項目ごとに記す。

全ての条例対象事業について、事業者の届出により環境アセスメント手続きの要、不要を判定します。

(意見)

環境アセスメント手続きの要、不要を判定するために、事業者の届け出に開発予定地の環境調査結果の提出を義務づけるべきである。そして、それを検証する仕組みが必要である。どのような内容の届け出になるのか分からないが、事業者の届け出を鵜呑みにすべきでない。

判定手続きにおいて、多大な環境への影響が想定されないと判断される対象事業については、環境アセスメント手続きを不要とします。

(意見)

判定手続きの方法や基準、事業者の届け出等に関する部分は、パブリックコメントにおいて意見を述べるべき重要な部分である。例えば本パブリックコメントにおいて、「多大な環境への影響が想定」とあるが、どのような事をもって多大な環境への影響のあるなしを決定するのか、もう少し具体的な内容を伝えるべきである。

判定手続きにあたっては、関係市町長、審議会等から意見を聴き、環境への影響、地域特性及び事業特性などを十分検討するものとする。

(意見)

判定手続は基本的に、中立な立場である第三者機関(審議会)の意見を聴き、関係市町長が直接開発に関わらない事業について{工業団地などの大規模な開発はこれまでは民間でなく、行政(県を含む)が行うことが一般的である。}は、関係市町長の意見も聞くべきである。また、30haを越える開発の場合は、積極的に公開して県民の意見を聴くことを判定の過程に加えるべきである。決して、県庁内という県民から見えない場所だけで判定を行うべきでない。

2. 判定基準について

判定基準については、環境影響評価法(以下、「法」という。)の第2種事業の判定基準等を参考として、条例施行規則に定めます。

法では対象事業を規模により第1種事業と第2種事業に分け、第1種事業については環境アセスメントを必ず行うこととし、第2種事業については、環境アセスメントの要、不要について判定を行っています。

(意見)

本県は起伏に富むために多様な生態系を持っている。このような県内にアセスなしで75haもの土地を開発できる場所はないはずである。現行の条例は県土の適切な開発を保ち無秩序な開発から公害防止・自然環境の悪化を防ぐために制定されたはずである。13年の間に、現行条例の下に様々な地域で開発が行われている。

現行条例下でも絶滅危惧種は増加しており、環境の劣化は続いている。このような状況であるにもかかわらず、規制を緩めることは改正とは言えない。また、各種の計画(「県環境基本条例」「長崎県総合計画(2011-2015)」「長崎県環境基本計画」「長崎県土地利用計画書」「長崎県の生物多様性保全戦略」)とも整合がとれない。

3. 判定手続きの効果について

判定制度を導入することで、次のような効果が期待されます。

条例対象規模の事業であっても多大な環境への影響が想定されないと判断される場合は、環境アセスメント手続き不要とすることができ、事業着手までの期間短縮、費用の縮減が図られる。

(意見)

判定制度を取り入れる場合は、誤判定を防ぐために開発予定地の事前の環境調査を義務づけるべきであり、判定のために十分な現地調査も実施すべきである。また、判定結果は全て積極的に公開すべきである。また、本パブリックコメントは、判定基準の概要さえも書かれておらず、具体的な意見を述べにくい。これは、改正について十分な論議がなされていないことを表しており、時間をかけた丁寧な論議が必要である。

法の第2種事業で環境アセスメント不要と判定された事業について、条例による環境ア

セスメント手続きを一律に課すことを避けることができる。

なお、行政による環境情報の事業者への提供、環境アセスメントを行う場合の調査項目等について十分な絞込みなどを併せて行うことにより、より効率的、効果的な制度とします。

(意見)

本県のように、地形が複雑な地域は生物多様性が高い。環境に影響を与える開発は場所によっては30haヘクタール以下、例えば1ヘクタールでも大きな影響を与える場合がある。しかし、これまでは何の制約も受けなかった。

環境保全のためには小規模開発も判定制度に取り込むべきである。この場合は地域環境特性や事業計画の内容等を踏まえて、発生する環境影響の予見を行い、予見された環境影響のうち重要と思われるものを見極めて、環境アセスメントの対象となる環境要素や調査項目を選定するスコーピング(検討項目の絞込み)の手法を用いるようにすべきである。このような取り組みがあれば改正と言えるが、本パブリックコメントにあるような内容では改正と言えない。

4. 条例の改正時期

平成26年3月予定

(意見)

環境政策の大きな転換であるから、再度広く県民の意見を聴き、各関係部署で十分な検討を行った上で、改正の必要性と意義について十分な説明を行い、県民の理解と合意を得て進めるべきである。今回のパブリックコメントを済ませたからと言って、県民の意見を聴いたことにはならない。3月改正は拙速である。

その他の意見

(意見)

今回の条例改正はこれまでの環境行政を大きく変え、長崎県の持つ豊かで美しい自然を維持できなくなる可能性が大きい。このことを県民に具体的にかつ広く伝え、一定の期間をおいてから県民の意見を広く聴く機会を設けるべきである。

改正と「県環境基本条例」「長崎県総合計画(2011-2015)」「長崎県環境基本計画」「長崎県土地利用計画書」「長崎県の生物多様性保全戦略」などの公害防止・自然環境保全関連の政策との整合を図るべきである。

パブリックコメントを提出した県民に対し、提出された意見をどのように捉え、どのように施策に反映したのか、県は個々に丁寧に応えるべきである。行政と県民の信頼関係の構築には必要なことである。他府県ではこのことがすでに実施されている。